

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年11月26日

【発行者名】 SBIアセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 梅本 賢一

【本店の所在の場所】 東京都港区六本木一丁目6番1号

【事務連絡者氏名】 中村 慎吾

【電話番号】 03-6229-0170

【届出の対象とした募集内国投資
信託受益証券に係るファンドの
名称】 SBI日本・アジアフィンテック株式ファンド

【届出の対象とした募集内国投資
信託受益証券の金額】 上限5,000億円

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2018年7月24日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」という。）について、信託約款の変更にかかる手続きを開始することに伴い、記載事項の一部に訂正すべき事項がありますので、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

原届出書の下記事項については、それぞれ下記の内容に原届出書が訂正されます。

第一部【証券情報】

(12)【その他】

以下の内容を追加します。

2018年11月26日

ご投資家の皆様へ

SBIアセットマネジメント株式会社

**「SBI日本・アジアフィンテック株式ファンド」
信託約款変更(予定)のお知らせ**

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素より弊社の投資信託に格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、「SBI日本・アジアフィンテック株式ファンド」(以下「本ファンド」といいます。)につきまして、2019年1月24日付で、下記の通り信託約款の変更を行うことを予定しておりますので、お知らせいたします。

つきましては、法令に基づき、2018年11月27日時点の受益者を対象に、信託約款の変更に関する書面決議の手続きを行います。(2018年11月26日以降のお申込みにより取得された受益権については、本書面決議に関する議決権はございません。)

なお、本書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成により可決されます。前記の議決権による賛成を得られず否決となった場合は、信託約款の変更を行いません。

敬具

記

①変更の内容

本ファンドは、日本及びアジア主要国市場におけるフィンテック関連分野の株式を主要投資対象として運用を行っておりますが、今回、信託約款の投資態度を一部変更し、「原則として等ウェイト」としている組入比率に柔軟性をもたせ、より一層の収益獲得機会の拡大を目指すべく、所要の変更を行うものです。併せて、今後のフィンテック関連分野市場の拡大を鑑み、組入れ銘柄数も変更いたします。

なお、投資制限(1銘柄の株式への投資比率を信託財産の純資産総額の10%以内とする等)については現行方針通りで変更はありません。

②書面決議の手続き及び日程

議決権行使期間	2018年11月27日～2018年12月20日
書面決議の日	2018年12月21日
信託約款変更日(予定)	2019年1月24日

③書面決議の結果のお知らせ

2018年12月21日の書面決議の結果を、同日、弊社ホームページにてお知らせいたします。

ご投資に際しましては、上記についてご留意くださいますよう宜しくお願い申し上げます。

以上